

下水道に接続しましょう！

公共下水道が整備され、使用できる区域を「供用開始区域」といいます。下水道に接続すると、生活排水を直接下水道に流すことができるようになります。

浄化槽を設置し、水洗トイレにしている方でも、台所やお風呂場の生活排水をそのまま道路側溝に放流しているケースが見られます。

道路側溝は下水道ではありません。側溝に流れた水はそのまま海や川に流れてしまいます。自然環境を守り、清潔で住みよい村にするため、速やかに公共下水道に接続しましょう。

建物の所有者は、下水道が供用開始されたら3年以内に接続しなければなりません。
(下水道法第10条、11条の3)

読谷村では**補助金を交付する制度を創設しました。**
(ただし新築は除く)

- 合併浄化槽からの切り替え工事・・・**5万円(上限)**
- 単独浄化槽からの切り替え工事・・・**10万円(上限)**

※補助対象・・・浄化槽またはくみ取り式便所からの切り替え工事で、申請年度の1月末日までに完了する工事。



読谷村公共下水道接続に対する
補助金制度のお知らせだトン♪

詳しい内容につきましては、読谷村役場施設整備課水環境整備係にお問い合わせください。

お問い合わせ：読谷村役場 2階 施設整備課 水環境整備係 ☎982-9221

接続促進事業補助金交付フロー図

